

歴史物語の「大臣」(中)

福田景道

四 『栄花物語』続編の「大臣」

『栄花物語』続編の対象とされる期間は、長元三年(一〇三〇)頃から寛治二年(一〇八八)までの約六十年間である。このうちの前半の三十年間は、大臣の交替がほとんど行われない希有な「安定期」に相当する(「大臣補任年表(万寿二年―嘉応三年)」1・2など参照)。

しかも、寛徳元年(一〇四四)までを収める巻三十一―三十五の五巻については、記録すべき人事はまったく行われていないのである。⁽²⁹⁾

その中にあっても、「関白殿」「殿」「内大臣殿」「内大殿」などの呼称が頻出し、関白頼通と内大臣教通の兄弟が正編以来の地位を維持していることは十全に確認できる。実資の右大臣在任も「小野宮の右大殿」(巻三四「暮まつほし」下・四一七頁)などで知られる。なお、後一条帝から後朱雀帝への代替りに際して、「関白殿も同じ殿(頼通)におはしまし」(巻三三「さるはわびしとなげく女房」下・三八八頁)と付記されるのが、この間の大臣以上の官職任免記事としては唯一の例

となる。しかし、これにしても、帝位が交替しても世の中が安静を保ったことを示す一連の記事に属するものにすぎない。

すなわち、『栄花物語』の続編十巻のうち前半の五巻は、大臣位不動の時代をそのままに反映して、大臣任免とは無縁の世界を形成していると言つてよいのである。

さて、続編最初の大任官は永承二年(一〇四七)で、巻三十六「根あはせ」の対象範囲に相当する。これは無視されず、右大臣実資の死没記事の直後に、内大臣教通の右大臣昇進と頼宗の内大臣新任とが明記されている。

御禊・大嘗会など例の事なり。内大殿(教通)は、今は右大殿と聞えさす。大将殿(頼宗)内大臣になり給ぬ。右の大殿の姫君女御代にた、せ給ふ。(巻三六「根あはせ」下・四四二頁)

この一節は「その年の春、小野、宮の右大殿(実資)うせ給にけり」(同)に続き、「(永承二年の)正月などいとめでたし」(同)の直前に位置するので、実資死去の「その年」、つまり永承元年の出来事としか

読み取られないであろう。ところが、実際の補任は翌永承二年八月のことである。大臣任免が編年史の中に正確に把握されているとは言い難い。³⁰ しかも、この「御禊・大嘗会」は後冷泉帝の踐祚に伴うもので、新右大臣教通の娘(歎子?)の女御代の方に主眼があるのは明らかである。

しかしながら、「大臣」にも一応の関心が払われているとは言えるであろう。その点に留意しておきたい。次の康平三年(一〇六〇)の除目も見落とされない。

その又の年、(師実^は)内大臣にならせ給ぬ。殿(頼通)、太政大臣にならせ給て、右大殿(教通)左に、内大殿(頼宗)右に、次く上らせ給。御よろこびの程など、いみじうめでたし。(同、下・四五八頁)

これは師実の結婚記事に続くもので、純然たる補任記録とはいえない。しかも、頼通の任太政大臣だけは翌年暮のことであって事実相違する。「同類項集約方法」に基づくのであろうが、それぞれの任官が重視された結果とは思われない。

そうであつても、とにかくここで四大臣名のすべてが判明するのである(頼通・教通・頼宗・師実)。次に右大臣頼宗の死去が記されてから(巻三七「けぶりの後」下・四七八頁)、康平八年(一〇六五)九月二十五日条に「左大殿・右の大殿・内大殿」(同、四八〇頁)と明記されるため、これ以前に新しい右大臣が誕生していたことが確定する。続いて「源大納言殿(師房)は、今は内大殿と聞えさす」(同)と説明されるので(教通の左大臣位に変化がなかったと考えて)、内大臣であつた師実が右大臣に昇進していたことが類推できる。

以上のように読み解くと、巻三十七までの大臣補任はほぼ作品内に完備されていると見なせる。大臣の交替のきわめて希な期間に当たった偶然も手伝つて、大臣位の変遷経過が容易に再現できるのである。

ところで、『栄花物語』続編は、巻三十七までと巻三十八以降とは性格を異にする面があるため、第一部と第二部に大きく区分され、成立時期や作者を異にするとも考えられている。³² 第三十七巻と第三十八巻の間に、約二年間の空白期間がある事実も、この二部説を支持する。実は、この空白によって、必然的に六件以上の大臣以上の補任記録が欠落してしまう。³³ 続編の形状は「大臣史」にも亀裂を走らせるのである。

巻三十八に含まれる三年半に生起した大臣異動は、関白教通の太政大臣就任だけであるが、『栄花物語』には記載されない。一方、巻三十九には多出する任免のほとんどすべてが網羅されていて注目に値する。左のように大臣位そのものに多大な関心が示されるほどである。

大臣になり給べきに、春宮大夫(能長)、年頃故大夫(頼宗)の御方さまにても、なるべきさまを申給、捨て難くいとをしく、内(白河帝)おぼしめしたり。民部卿(俊家)あに、て、一の大納言にておされ給はむ事をいみじう歎き給。内大殿(信長)は太政大臣にならせ給ぬ。民部卿は右大臣に、春宮大夫は内大臣。源大納言(顕房)、「宮達の御面伏にて、我今、でかくある事」といみじう申給へば、大将にならせ給ぬ。さまぐいとめでたし。兄の大納言(源俊房)は理なれど、歎かしくいかゞはおぼされざらん。右大殿(俊家)は殿、御心は頼しげならねど、「女の御徳に恥隠し給へり」と、人は聞えけり。(巻三九「布引の滝」下・五三一頁)

月日過ぎて夏つ方大臣召あるに、右大将殿(顕房)例の宮達の御

こと、かごとにおぼしたるも理なり。兄の大納言(俊房)の、さのみおされ給はんもいとをしく、世をも恨み給はず宮仕を勤め、才もおはする人の、つと世に仕へ給はんをおきては、いかでかはとおぼしめず。左大将殿(師通)、一の人の御子にて、今、でならせ給はぬだにあり。春宮大夫(実季)、内(白河帝)の御叔父にてのぞみ給。それも理なり。藤大納言(忠家)、一の大納言にてのぞみ給。されど源大納言二人(俊房・顕房)、左右の大臣になり給ぬ。殿の大将殿(師通)、内大臣にならせ給ぬ。廿二ばかりにやおはしますらん。殿(師実)は十八にてこそならせ給しか。所くの大饗などいとめでたし。(同、五三二頁)

年月日は明らかにされない点が異例であるが、大臣任官の経緯が縷述されている。このほかにも、藤原師実の閑白宣下の事情が述べられ(五一七・五一八頁)、源師房の栄華賛美の一環として太政大臣昇進が特記される(五二二頁)。

このように大臣の交替の経緯が入念に捉えられるのが、卷二十九「布引の滝」の一特色である。ところが、それに対して、続く卷四十「紫野」においては補任記事が一転して皆無となる。「摂政殿」という呼称から閑白師実が摂政に転じたことが推定されるだけで、四件の大臣級の任免記事が省略される。しかし、これは、七年以上を対象としながら極端に短いこの巻の特殊性に基く特殊な現象であろう³⁴。

また、続編全体において、大臣の死没記事がほぼ完備され、しかも日付が明らかにされる場合が多い点にも着目しておきたい³⁵。右大臣実資長逝の哀悼に始まり(卷三六「根あはせ」下・四四二頁)、右大臣頼宗(卷三七「けぶりの後」下・四七八頁)・前閑白頼通(卷三九「布

引の滝」下・五〇九頁)・閑白教通(同、五一七頁)・右大臣師房(同、五二二頁)・右大臣俊家(同、五三三頁)・内大臣能長(同)の最期が惜しまれる。このうち頼宗・頼通・教通・師房には死去の年月日が付され、実資の場合も「その年の春」と明示されているのは、この作品の重要事件である証拠と考えられる。

以上のように、『栄花物語』続編においては、全体として大臣補任記録が簡略ながらほぼ完備される傾向が見いだせ、官位関係記事が増加する続編の性格³⁶にも一致する。また、『今鏡』に優る年代記式記録性が注目される。

五 『今鏡』の「大臣」

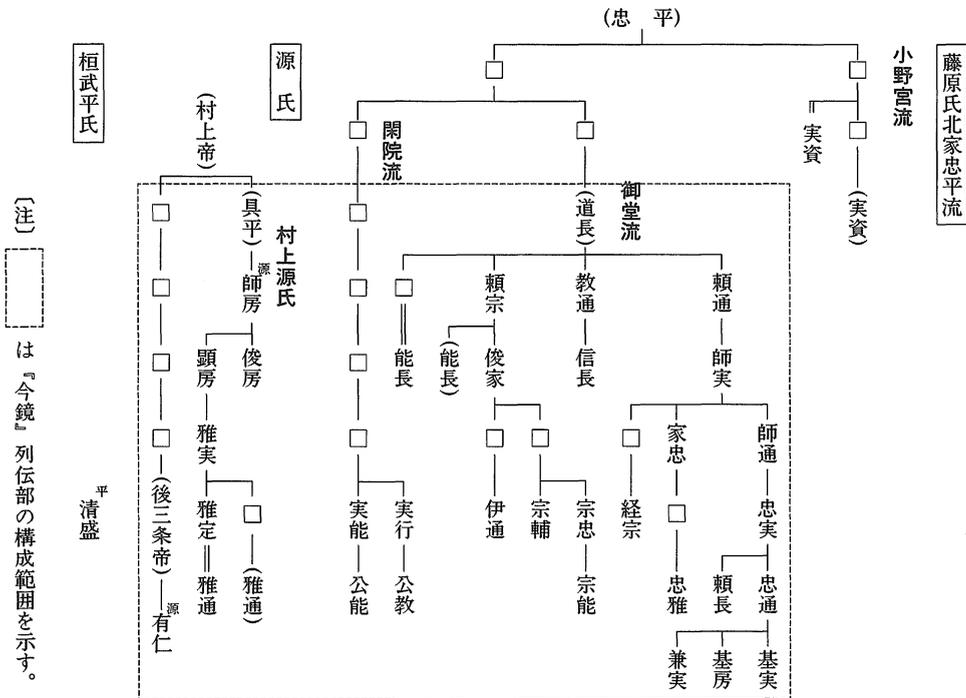
『大鏡』「大臣列伝」の系図式構成方法を踏襲する『今鏡』列伝部は、その系図内に属する人物を網羅的に紹介できる特性をもつ。しかし、『今鏡』の系図は一面ではない。『大鏡』世界を統一していた御堂閑白道長の血統が、『今鏡』の「藤波」上・中・下三巻の大部分を覆い尽くすけれども、その血統の外部にも有力な家系が存在していた。「藤波」下巻後半には閑院流藤原氏の系統が収められ、さらに「村上源氏」「御子たち」の二巻が別に設けられて、源氏諸家の頭官にも焦点が移される。こうして、『今鏡』が対象とする万寿二年(一〇二五)頃から嘉応二年(一一七〇)までに実在していた全大臣三十五人のうち三十人までが正規の構成要素に加えられる(「大臣系図」³参照)。看過される二人のうちの一人藤原実資は、『今鏡』時代以前の世代に属する人物であり、大臣級の子孫をもたないこともあって、あえて記載され

歴史物語の「大臣」(中) (福田)

るには及ばなかったと推定できる。もう一人の平清盛は、平氏政権を注視することを回避する傾向に関連する特例であろう。すなわち、『今鏡』には高位顯職のすべてが原則として網羅できる構成方法が採用されていると判断できるのである。この網羅性は、先蹤となった『大鏡』をはるかに凌駕している。

『大鏡』 「大臣列伝」でも、系譜(系図)に従って主要人物が確かに網羅的に紹介される。しかし、それは冬嗣の門流内のみに視界を限定して、その範囲外となった源能有・兼明・藤原良世・恒佐・定方らの有力大臣を無視し去るものであった。実際の官歴の価値や貴賤の程度は一切顧慮されず、血統の連続こそが最優先されるからである。大臣や公卿の地位は「大臣列伝」の採否の基準にはなり得ない。この『大鏡』の視界限定は、道長の栄華という焦点のために必然的に案出されたものと考えられるが、それを継承した『今鏡』には求心力のある「焦点」が見いだせないのである。『大鏡』世界の延長を、主要な契機として成立したためと思われる。『大臣列伝』の系図式構成方法のみが、目的にかかわらずに受け継がれたと言ってもよいであろう。

ただし、『今鏡』に内在する系図は単一ではない。ここに独自性が潜む。冬嗣を唯一の原点とする一つの系図から成る『大鏡』 「大臣列伝」の場合とは異なつて、『今鏡』の列伝部は複数の系図から成り立っている。撰関職や藤氏長者を独占する、道長流の巨大系図のほか、次のように、閑院流藤原氏・村上源氏・皇室の三つの小系図が独立すると見なせるであろう。第一に、道長の叔父に当たる太政大臣公季に始まる閑院流の系譜が「竹のよ」(藤波の下 第六)の中ほど)以下に辿られる。この家系は、公季の孫公成から実季・公実の父子三



〔注〕は『今鏡』列伝部の構成範囲を示す。

図3 大臣系図 (万寿二年~嘉応三年)

代にわたって天皇の外戚の権を占有して、やがて大臣を輩出するようになるものである。第二に、道長の女婿師房を起源とする源氏の系統が「うた、寝」(村上源氏 第七「冒頭」)以下に紹介される。撰関家に密着し、天皇の外家ともなつて興隆した家門である。これらの二系譜の起点に当たる章節は、次のように起筆される。

帝、関白につき奉りては、御母方の君たちこそ、みな世にしかるべき人にてはおはすめれ。(40) ……(藤波の下第六「竹のよ」二五六・二五七頁)

藤波の御流れの栄え給ふのみにあらず、帝・一の人の離れぬ方には、近くは源氏の流れこそ、よき上達部どもにておはすめれ。

…(村上源氏第七「うた、寝」二八三頁)

他の章が人物名の提示によつて始められるのと相違して、一物語の冒頭にも似る入念さである。特別な配慮のもとに書き起こされていると推断してよいであろう。また、天皇との姻戚関係が常に意識されている点も留意される。(41)

独立した小系図の第三は、皇室関係の諸流のものである。「御子たち第八」の中が五章に分けられて、小一条院の孫女基子(後三条院女御)の紹介に始まり、後三条・白河・堀河・鳥羽・崇徳・後白河・二条の各帝の皇胤が網羅的に列挙される。前巻までに語り残された主要人物の紹介の意味をもつが、天皇家の系譜(系図)に従つて構成されているのは間違いない。この系図があることによつて、花園左大臣源有仁が構成要素に正規に含まれるのである。

以上のように、『今鏡』の列伝部分には、道長を原点とする一大家門のほか、関院流藤原氏・村上源氏・天皇家の三家系が内在する。こ

れは『今鏡』著作の真因にかかわる。つまり、『大鏡』の「系図」式構成を継受しながらも、複数の独立した家系を対象としたために、作品統一のための焦点をもち得なかつたと考えられる。ここに文芸としての欠陥も露呈する。しかし、その代償として、ほぼ全大臣を対象とすることに成功したのは間違いない。統一性に代わつて網羅性を獲得したとも言える。

こうして、ほとんどの大臣を系譜的に把握し、最終官職によつて呼称することによつて、『今鏡』の本文からは大臣任免の事実がかなりの程度まで読み取られるのである。さらに帝紀に相当する「すべらぎ」上・中・下の三巻に、天皇と親近する撰関や大臣が、記録・逸話の狭間にしばしば姿を見せている。また、『今鏡』全体にわたつて、前代の著名大臣たちの多くが顔を見せる。「大臣に至り給ふべき人なり」(村上源氏第七「うた、寝」二八六頁)、「大臣になり給はぬぞくち惜しく」(同「夢の通ひ路」二九一頁)など、大臣への関心の高さをうかがわせる言辭も多い。このような系図式構成方法と網羅性は人物の検索に有効である。「今鏡」は用い方によつては当時の「大臣名鑑」の役割を果たすであろう。

ただし、列伝部が編年的秩序と無縁に構成されるために、大臣任免の時間的経緯を作品から再現することはできない。関白教通は、内大臣・右大臣・左大臣・太政大臣のすべての大臣位を経験した人物であるが、『今鏡』からは関白と太政大臣であつたことしか判明しない。左大臣までの昇進経過はすべて無視されて、最終的に到達した最高の地位のみが明らかにされている。基本的に最終官職によつて個人を呼称するため、右大臣から左大臣への転任のような細かい推移は表出され

ないのが『今鏡』である。この方面は『栄花物語』のような編年史的文獻によって補われなければならない。

ところが、『今鏡』にも日付表現を伴って、昇進の経過が特に明らかにされる公卿がいる。藤原頼通・教通・師実・師通・忠実・忠通・基実・基房の八人の撰関職経験者である(「大臣補任年表(万寿二年〜嘉応三年) 1」参照)。たとえば、師実は、

承保二年九月、内覧の宣旨かうぶらせ給ひて、十月三日、氏の長者にならせ給ふ。十五日に関白にならせ給ひき。御齡卅四、白河の院の御時なり。(中略)承暦四年十月に、太政大臣の上に列なり給ふべき宣旨ありき。堀河の院位に即かせ給ひし日、摂政にならせ給ひ、(中略)寛治二年十二月に、太政大臣になり給ふ。同じき四年、摂政の御名かはりて、関白と申し、かども、(下略)(藤波の上第四「薄花桜」一七九・一八〇頁)

とかなり詳細に経歴が追跡されている。一方、たとえば、左大臣頼長は、逸話の多さと歴史的重要度では撰関に劣らないにもかかわらず、昇進の年月日は決して示されない。両者の扱われ方は隔絶する。撰関以外では、頼宗の内大臣・右大臣任官の日付が記されるが、これはわざわざ「関白にはなり給はざりしかども」と断られる頼宗の特殊性に関与するのかもしれない(藤波の下第六「絵合の歌」。また、源有仁の昇進過程が年月日とともに詳述されている(御子たち第八「花のあるじ」)。しかし、これは、異例な昇進そのものに主題があつてのことと思われる。基本的には、官歴が時間的に把握される撰関家嫡流と最終官職名のみが記載される庶家庶流との区別が見いだせるであろう。

例外も僅かにあるが、以上の事例は、『今鏡』の系図的構成が厳密に

は藤原氏嫡流を機軸に形成されていることに基づき、撰関継承史の構想の伏流を想定させるものでもあろう。その上で、最終官職名によって、一般の「大臣」の存在が明示されるのである。

さて、『水鏡』の「大臣」は皇位継承過程に関わって重視され、皇位に依拠して顕在化する。「大鏡」には、系図状の構成の中心に「太政大臣」を位置付ける面があり、それに伴って他の大臣も特立する。これは天皇との外戚関係締結を権勢の根拠と見なす姿勢を反映すると言えらる。『栄花物語』(正編・続編)が編年史の中に大臣任免の経緯のほつんどを明らかにするのも、「大鏡」と同様の史観に基づくと思われる。「今鏡」は当該時代の全大臣を網羅する構成形式をもつ点で特異であるが、ここにも皇統との関連が予測されるであろう。

これらの王朝の歴史物語作品にあつては、「大臣」に相当の関心が持たれているのは否定できない。王朝的宮廷社会の中心的構成員として「大臣」は機能するのである。また、いづれも皇位継承史構想と外戚史観をもち、その両者の紐帯として「大臣」が重視されることも軽視できない。

六 『六代勝事記』と『五代帝王物語』

いわゆる古代から中世への転換期になると、宮廷社会は縮小し、上級貴族階層は没落に向かう。その時代を叙述の対象とする歴史物語も変質を余儀なくされるであろう。古代的権勢を代表する「大臣」も、その趨勢のままに、歴史物語類の中での存在感を失わざるを得ないのである。

『六代勝事記』も例外ではない。「安元の比(高倉朝)より貞応の今(後堀河朝初頭)にいたるまで」(三〇八頁)の鎌倉時代初期を対象とするこの作品においては、大臣の地位は価値を失ってしまう。

しかし、大臣が完全に姿を消すわけではない。平清盛が「大相国」として頻繁に登場し、「小松内府」(重盛)・「内大臣宗盛」の呼称も用いられ、武家平氏の大経験者は看過されない。右大臣源実朝の存在も重視される。源義朝には「贈内府」と注記される。「左大臣頼長」「内大臣信清」「摂政太政大臣兼経」の例もある。天皇の生母の出自を紹介する割注の中には「贈左府平時信」「贈左府藤原信隆」「内府通親」「贈左府範季」の名が見える。

ただし、これが『六代勝事記』の大臣のほとんどすべてなのである。この対象期間に実在した三十三人に比してあまりにも少ない。しかも、いずれも付随的な記載であって、その人物の行動や性格が記事の中心になる場合はほとんどない。清盛と実朝には相当の紙幅が与えられるが、大臣であったからではなく、武家の代表として注目されたからに違いない。その他には貴族の摂政太政大臣九条良経が脚光を浴びる。その死去が惜しまれる有様が詳述され、その生涯が「文操人にすぎ、理政民をなで、(諸道に)浅深をさぐりて浮沈をはかり、万機に補佐して親疎なかりき」(三二四頁)と絶賛されている。しかし、この場合も、歌才や人格が哀惜されるのみで、摂政や太政大臣であったことは登場の条件とはなっていない。他の大臣の有様が一切描かれない点も考慮に入れると、良経の場合は例外的なものと思なざるを得ないであろう。⁽⁴⁶⁾

結局、『六代勝事記』世界には、「大臣」が占める座はないのである。⁽⁴⁷⁾

一方、その世界を継承して成り立つ『五代帝王物語』には、王朝的宮廷社会とともに「大臣」位が幾分復権する。

『五代帝王物語』における摂政・関白の意義については既述した。⁽⁴⁸⁾そこには、皇位継承史と並んで摂関職継承史が内在し、摂関の地位は天皇位と同質に捉えられている。皇位継承の過程と摂関交替の経過とが、相似形をなしつつ、作品の機軸を形成しているとも言える。

しかし、摂関に比して、宮廷貴族の最高官「大臣」にはほとんど視線が向けられていないように思われる。その用例は極めて少ない。最も多い「左大臣」にしても、類型的な登場が目立つ。

関白をば、嫡子の左大臣兼経に譲て、(三二六頁)

今の殿の智の左大臣兼経に摂政譲て、(三二八頁)

関白は御讓位の前日に改て、弟の左大臣兼経成り給。(三三三頁)

摂政を辞て、弟の左大臣兼経に譲て、(同)

いずれも血縁者に摂関職が譲渡された例である。この場合の「左大臣」は摂関に転ずることによってこそ意味をもつ地位である。左大臣であることが摂関になる条件であったとしても、左大臣自体には決して力点が置かれない。他にも、「左大臣(良実) 関白に成給」(三三二頁)、「左府(実経) 関白に成給」(三三九頁)、「又関白改りて、左大臣兼経成給ふ」(同)など、同様の例は多い。これらの左大臣は摂関交替記事の中に埋没しているのである。また、後宮関係記事の中に、妻后が「三条太政大臣公の女」(三二六頁)・「前右大臣兼経女」(三三二頁)などの形で紹介され、同時に大臣の存在が明らかになる場合が少なくないが、大臣本人に関心がないの言うまでもない。

『五代帝王物語』中にも、大臣の位に関心が払われる例がある。

歴史物語の「大臣」(中)(福田)

一条前撰政美経云左大臣に成かへり給て、出つかへ給き。珍らしき事にてぞありし。拜賀の時も太政大臣に准ぜられけるとかや。右大臣近衛四公もとより一の人(一の上)にておはしませば、今の左府は、

一の上にてもおはしませず。甲子の仗議の時も、はしの座には右府着給たりしかば、左府は奥座に着給たりき。(三三八・三三九頁)

撰政経験者が左大臣に還任される異常さとそれに伴う大臣の序列問題が注目されたのである。したがって、これは異常性ゆえの注目と言うしかない。

また、「今出河の相国(公経)など世をば行れける」(三二六頁)、「前右府(実氏)(中略)に仰合られて(政治を)計申されける」(三三三頁)などと西園寺一門の権勢が示されるけれども、叙述はきわめて簡略である。その上、これは天皇や関白との姻戚関係(50)に基づく権力で、官制上の大臣位は関係しない。

その他、断片的に「三条太政大臣」「土御門内府」「徳大寺の大相国」「花山院の内府」などと、個人の称呼の中に「大臣」が用いられるが、それほど多くはない。『五代帝王物語』が対象とする時代に三十一人も大臣が誕生したことを考えると、大臣への関心は非常に低いと言わざるを得ない。撰関職が天皇と同質化することによって残存したのに対して、「大臣」はあくまでも王朝貴族で有り続け、そのために歴史物語の世界からも姿を消すのである。

『五代帝王物語』にあつては、時代が流れるに従つて撰関家の実勢が漸減することを反映して、撰関職の存在感も消滅に向かつていさゝまが如実に提示されている。しかし、「大臣」史は一貫して無視されるに等しい。ここに『五代帝王物語』の一つの主張がうかがえるのでは

ないであろうか。

注

(29) 長元二年(一〇二九)に太政大臣藤原公季が死去するが、このあたりは編年史を形成していない。ただし、公季が存命でないことは、「故太政大臣殿の実成中将」(卷三二)「殿上の花見」下・三四七頁)によって知られる。

(30) 実資の死去は寛徳三年(一〇四六)正月十八日、教通・頼宗の補任は永承二年(一〇四七)八月一日で、一年七ヶ月もの間隔がある。

(31) 高橋伸幸『栄花物語』の方法、『国語国文』三九卷一号、昭和四五年一月。河北騰編『大鏡・栄花物語』(前掲(27))に再録)。

(32) 松村博司『栄花物語続篇の研究』(『名古屋大学文学部研究論集(文学)』五号、昭和三十一年三月。同著『栄花物語の研究』(昭和三十一年、刀江書院刊。平成四年、風間書房復刊)に再録)、加納重文『栄花物語続編の成立に関する試論』(『古代文化』二七卷四号、昭和五〇年四月。同著『歴史物語の思想』(平成四年、京都女子大学刊)に再録)など。

(33) 関白職の頼通から教通への委譲、教通の太政大臣昇任などの重要事件が欠落することになる。

(34) 松村博司著前掲書(32)など参照。

(35) (29)に同じ。

(36) 加納重文『栄花物語の性格』(『国語国文』四五卷二二号、昭和五一年二月。同著『歴史物語の思想』(前掲(32))に再録)など。

(37) 板橋倫行「解説」(同校註『今鏡』日本古典全書、昭和二十五年、朝日新聞社刊)、多賀宗集「今鏡試論」(『史学雑誌』八三編二号、昭和四九年二月。同著『論集中世文化史上 公家武家篇』(昭和六〇年、法蔵館刊)に再録)など参照。

(38) (18)に同じ。

- (39) 拙稿『今鏡』に描かれる藤原道長の栄華―残映としての『大鏡』―(『島大国文』一八号、平成元年一月) 参照。
- (40) 『今鏡』本文は、板橋倫行校註『今鏡』(前掲へ37)による。他の章はたとえば次のように書き出される。
- (41) 関白前の太政大臣頼通の大臣は、…(藤波の上第四「梅の匂ひ」一六一頁) 大将殿のほかの君たちは、…(同「伏見の雪のあした」一六三頁) 宇治の太政大臣の御娘は、…(同「雲のかへし」一六九頁)
- (42) この点は別に論じる。
- (43) 『栄花物語』続編には、教通が内大臣から右大臣になり、さらに左大臣に転することが明記されている。編年史の空白期間に相当する太政大臣就任が記されないだけであって、『今鏡』と対照をなす。
- (44) (39)に同じ。
- (45) 『六代勝事記』の本文は、『新校群書類従』第二卷(昭和四年初版、昭和五年三刷覆刻版、名著普及会刊)より引用し、(一)内に語句を適宜補う。
- (46) 拙稿「中世歴史物語と撰政関白―五代帝王物語」と『増鏡』を中心として―(『国語教育論叢』六号、平成九年三月) 参照。
- (47) なお、拙稿「歴史物語と「先坊」―「大鏡」「今鏡」「増鏡」を中心として―」(『島大国文』二五号、平成九年二月)において、『六代勝事記』の「先坊」についての言及が欠落していたので、ここに補足する。

歴史物語の「大臣」(中) (福田)

- 『六代勝事記』には仲恭帝が「前坊」と呼ばれる。承久の変によって佐渡国に追放される順徳院が「御母修明門院、中宮(立子)、一品のみや。前坊などの御事おほしめしをくに、涙とまらず」(三二二頁)と描写される。
- この「前坊」が順徳院皇子の懐成親王(仲恭帝)であることは疑えない。政変の犠牲となつて僅か七十七日の在位期間しかなく、廃位後、十年以上も存命しながら元服せず、院号等も与えられなかった、特異な経歴を見ると、適当な呼称がないのも事実である。「半帝」「九条廢帝」「後廢帝」「承久廢帝」などの呼称も工夫されるが、事件直後に成立した『六代勝事記』は、特に称呼に窮したことであろう。しかし、それにしても、同書においては「主上(順徳)位を太子にゆづり給ひぬ」(三二七頁)と明確に踐祚を記録しながらも、「帝」と認めないのは異例である。代数に数えない「神皇正統記」も「廢帝」と呼んで「帝」には加える。また、『六代勝事記』を継受すると見られる「吾妻鏡」にも類似する文があり、そこには「前帝」と記される。したがって、『六代勝事記』のこの箇所も「前帝」の方が適切であろう(高橋貞一「六代勝事記新註」へ「高橋貞一『国文学論集』昭和五七年、思文閣出版刊」参照)。
- (48) 『前掲拙稿』(46)。
- (49) 『五代帝王物語』の本文は、『新校群書類従』第二卷(昭和四年初版、昭和五年三刷覆刻版、名著普及会刊)より引用し、(一)内に語句を補う。
- (50) 掲出した公経と実氏については、特に「大殿(九条道家)のしうとにて、これも関白一体の人なれば」(三二七頁)、「主上の御しうとにて」(三三三頁)と外戚関係が権勢の根拠とされる。
- (51) (46)に同じ。

大臣補任年表 (万寿2年~嘉応3年) 2

歴史物語の「大臣」(中) (福田)

年号 (西暦)	天皇	摂政	関白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	天皇	摂政	関白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣
万寿2 (1025)	後一条		頼通	公季	頼通	実教	教	堀河			白師通	俊	忠雅	師通
3 (1026)														
4 (1027)														
長元元 (1028)														
2 (1029)														
3 (1030)														
4 (1031)														
5 (1032)														
6 (1033)														
7 (1034)														
8 (1035)	後朱雀		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
9 (1036)														
長暦元 (1037)														
2 (1038)														
3 (1039)														
長久元 (1040)														
2 (1041)														
3 (1042)														
4 (1043)														
寛徳元 (1044)														
2 (1045)	後冷泉		頼通	頼通	頼通	実教	通	羽			忠実	房	実	通
3 (1046)														
永承元 (1047)														
2 (1048)														
3 (1049)														
4 (1050)														
5 (1051)														
6 (1052)														
7 (1053)														
天喜元 (1054)														
2 (1055)	後冷泉		頼通	頼通	頼通	実教	通	崇徳			忠実	房	実	通
3 (1056)														
4 (1057)														
5 (1058)														
康平元 (1059)														
2 (1060)														
3 (1061)														
4 (1062)														
5 (1063)														
6 (1064)														
7 (1065)	後三条		頼通	頼通	頼通	実教	通	徳			忠実	房	実	通
治暦元 (1066)														
2 (1067)														
3 (1068)														
4 (1069)														
延久元 (1070)														
2 (1071)														
3 (1072)														
4 (1073)														
承保元 (1074)														
2 (1075)	白河		頼通	頼通	頼通	実教	通	近衛			忠実	房	実	通
3 (1076)														
承暦元 (1077)														
2 (1078)														
3 (1079)														
4 (1080)														
永保元 (1081)														
2 (1082)														
3 (1083)														
應徳元 (1084)														
2 (1085)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	二条			忠実	房	実	通
3 (1086)														
寛治元 (1087)														
2 (1088)														
3 (1089)														
4 (1090)														
5 (1091)														
6 (1092)														
7 (1093)														
嘉保元 (1094)														
2 (1095)	河		頼通	頼通	頼通	実教	通	高倉			忠実	房	実	通
永長元 (1096)														
承德元 (1097)														
承德2 (1098)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
承德3 (1099)														
康和元 (1100)														
康和2 (1101)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
康和3 (1102)														
康和4 (1103)														
康和5 (1104)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
長治元 (1105)														
嘉承元 (1106)														
嘉承2 (1107)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
天仁元 (1108)														
天永元 (1109)														
天永2 (1110)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
永久元 (1111)														
永久2 (1112)														
永久3 (1113)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
永久4 (1114)														
永久5 (1115)														
元永元 (1116)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
保安元 (1117)														
保安2 (1118)														
保安3 (1119)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
保安4 (1120)														
保安5 (1121)														
天治元 (1122)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
天治2 (1123)														
天治3 (1124)														
天治4 (1125)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
大治元 (1126)														
大治2 (1127)														
大治3 (1128)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
大治4 (1129)														
大治5 (1130)														
天承元 (1131)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
長承元 (1132)														
長承2 (1133)														
長承3 (1134)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
保延元 (1135)														
保延2 (1136)														
保延3 (1137)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
保延4 (1138)														
保延5 (1139)														
永治元 (1140)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
永治2 (1141)														
康治元 (1142)														
康治2 (1143)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
天養元 (1144)														
久安元 (1145)														
久安2 (1146)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
久安3 (1147)														
久安4 (1148)														
久安5 (1149)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
久安6 (1150)														
仁平元 (1151)														
仁平2 (1152)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
仁平3 (1153)														
久寿元 (1154)														
久寿2 (1155)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
保元元 (1156)														
保元2 (1157)														
保元3 (1158)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
平治元 (1159)														
永暦元 (1160)														
永暦2 (1161)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
永暦3 (1162)														
長寛元 (1163)														
長寛2 (1164)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
永元元 (1165)														
仁安元 (1166)														
仁安2 (1167)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
仁安3 (1168)														
嘉応元 (1169)														
嘉応2 (1170)	堀河		頼通	頼通	頼通	実教	通	鳥羽			忠実	房	実	通
嘉応3 (1171)														

平清盛

歴史物語の「大臣」(中)(福田)

年号(西暦)	月. 日	撰関・大臣補任記録	『今鏡』の状況
保安5年(1124)	7. 7	太政大臣源雅実 出家	△
大治3年(1128)	12. 17	撰政左大臣藤原忠通 任太政大臣	△
大治4年(1129)	4. 10	撰政太政大臣藤原忠通 辞太政大臣	
天承元年(1131)	7. 1*	撰政藤原忠通 転関白	
	12. 22	右大臣藤原家忠 転左大臣	△
	同	内大臣源有仁 転右大臣	
保延2年(1136)	同	藤原宗忠 任内大臣	
	5. 14	左大臣藤原家忠 死去(5. 12出家)	
	12. 9	右大臣源有仁 転左大臣	△
保延4年(1138)	同	内大臣藤原宗忠 転右大臣	△
	同	藤原頼長 任内大臣	
	2. 26	右大臣藤原宗忠 出家	
永治元年(1141)	12. 7	関白藤原忠通 転撰政	○
久安3年(1147)	2. 13	左大臣源有仁 死去(1. 30辞任, 2. 3出家)	○
久安5年(1149)	7. 28	内大臣藤原頼長 任左大臣	△
	同	藤原実行 任右大臣	△
	同	源雅定 任内大臣	△
久安6年(1150)	10. 25	撰政藤原忠通 任太政大臣	△
	3. 13	撰政太政大臣藤原忠通 辞太政大臣	
	8. 21	右大臣藤原実行 任太政大臣	△
仁平4年(1154)	同	内大臣源雅定 任右大臣	△
	同	藤原実能 任内大臣	△
	12. 9	撰政藤原忠通 転関白	○
保元元年(1156)	5. 28	右大臣源雅定 出家	○
	7. 11	左大臣藤原頼長 死去	○
	9. 13	内大臣藤原実能 転左大臣	△
保元2年(1157)	同	藤原宗輔 任右大臣	
	同	藤原伊通 任内大臣	
	7. 15	左大臣藤原実能 出家(9. 2死去)	
保元3年(1158)	8. 9	太政大臣藤原実行 辞任	
	8. 19	右大臣藤原宗輔 任太政大臣	△
	同	内大臣藤原伊通 転左大臣	
永暦元年(1160)	同	藤原基実 任右大臣	○
	同	藤原公教 任内大臣	△
	8. 11	関白藤原忠通 辞職	○
永暦2年(1161)	同	右大臣藤原基実 為関白	◎
	7. 7	内大臣藤原公教 死去	
	7. 20	太政大臣藤原宗輔 辞任	
応保元年()	8. 11	左大臣藤原伊通 任太政大臣	△
	同	関白右大臣藤原基実 転左大臣	◎
	同	藤原公能 任右大臣	△
長寛2年(1164)	同	藤原基房 任内大臣	◎
	8. 11	右大臣藤原公能 死去	
	9. 13	内大臣藤原基房 転右大臣	◎
長寛3年(1165)	同	藤原宗能 任内大臣	△
	閏10. 13	内大臣藤原宗能 辞任	
	閏10. 17	関白左大臣藤原基実 辞左大臣	
永万元年()	閏10. 23	右大臣藤原基房 転左大臣	
	同	藤原経宗 任右大臣	
	同	藤原兼実 任内大臣	
永万2年(1166)	2. 15	太政大臣藤原伊通 死去(2. 3辞任, 2. 11出家)	
	6. 25	関白藤原基実 転撰政	◎
	7. 26	撰政藤原基実 死去	◎
仁安2年(1167)	7. 27	左大臣藤原基房 為撰政	◎
	11. 4	撰政左大臣藤原基房 辞左大臣	
	11. 11	右大臣藤原経宗 転左大臣	△
仁安3年(1168)	同	内大臣藤原兼実 転右大臣	△
	同	平清盛 任内大臣	
	2. 11	内大臣平清盛 任太政大臣	
嘉応2年(1170)	同	藤原忠雅 任内大臣	
	5. 17	太政大臣平清盛 辞任	
	8. 10	内大臣藤原忠雅 任太政大臣	○
嘉応3年(1171)	同	源雅通 任内大臣	△
	6. 6	太政大臣藤原忠雅 辞任	
	12. 14	撰政藤原基房 任太政大臣	
	4. 20	撰政太政大臣藤原基房 辞太政大臣	

[注] ◎…年月日明記。○…年月日なし。△…呼称などから在任が類推できるもの。

大臣補任年表 (万寿2年～嘉応3年) 1

年号(西暦)	月、日	撰関・大臣補任記録	『栄花物語』続篇の状況	『今鏡』の状況
万寿2年(1025)		太政大臣 藤原公季 関白左大臣 藤原頼通 右大臣 藤原実資 内大臣 藤原教通	— — — —	○
長元2年(1029)	10. 17	太政大臣藤原公季 死去	△ (巻31)	
寛徳3年(1046)	1. 18	右大臣藤原実資 死去(同日出家)	○ (巻36) 春	
永承2年(1047)	8. 1	内大臣藤原教通 転右大臣	○ (〃) } 永承元年と読める	
	同	藤原頼宗 任内大臣	○ (〃) } 日付なし。	◎
康平3年(1060)	7. 17	関白左大臣藤原頼通 辞左大臣	○ (巻36・37)	
	同	右大臣藤原教通 転左大臣	○ (〃)	
	同	内大臣藤原頼宗 転右大臣	○ (〃)	◎ 月日なし
	同	藤原師実 任内大臣	○ (〃)	
康平4年(1061)	12. 21	関白藤原頼通 任太政大臣	○ (〃) 前年の条	○
康平5年(1062)	9. 2	関白太政大臣藤原頼通 辞太政大臣	○ (巻37)	
康平8年(1065)	2. 3	右大臣藤原頼宗 死去(1.5 出家)	◎ (〃)	
	6. 3	内大臣藤原師実 転右大臣	○ (〃)	
	同	源師房 任内大臣	○ (〃)	
治暦4年(1068)	3. 23	関白藤原頼通 辞職		
	4. 16*	左大臣藤原教通 為関白	△	◎ 17日
延久元年(1069)	8. 13	関白左大臣藤原教通 辞左大臣		
	8. 22	右大臣藤原師実 転左大臣	△	
	同	内大臣源師房 転右大臣	△	△
	同	藤原信長 任内大臣	△	
延久2年(1070)	3. 23	関白藤原教通 任太政大臣		◎ 日なし
延久3年(1071)	8. 10	関白太政大臣藤原教通 辞太政大臣	(巻38)	
承保2年(1075)	9. 25	関白藤原教通 死去	◎ (巻39) 九月廿…⑥	◎
	10. 15	左大臣藤原師実 為関白	○ (〃)	◎
承保4年(1077)	2. 17	右大臣源師房 死去(同日出家)	◎ (〃)	◎
承暦4年(1080)	8. 14	内大臣藤原信長 任太政大臣	○ (〃)	△
	同	藤原俊家 任右大臣	○ (〃)	△
	同	藤原能長 任内大臣	○ (〃)	△
永保2年(1082)	10. 2	右大臣藤原俊家 死去(同日出家)	○ (〃)	
	11. 14	内大臣藤原能長 死去	○ (〃)	
	12. 19	源俊房 任右大臣	○ (〃)	○
永保3年(1083)	1. 19	関白左大臣藤原師実 辞左大臣	○ (〃)	
	1. 26	右大臣源俊房 転左大臣	○ (〃)	△
	同	源頼房 任右大臣	○ (〃)	○
	同	藤原師通 任内大臣	○ (〃)	◎
応徳3年(1086)	11. 26	関白藤原師実 転撰政	△ (巻40)	○
寛治2年(1088)	11. 20	太政大臣藤原信長 致仕	(〃)	
	12. 14	撰政藤原師実 任太政大臣	(〃)	◎ 日なし
寛治3年(1089)	4. 25	撰政太政大臣藤原師実 辞太政大臣	(〃)	
寛治4年(1090)	12. 20*	撰政藤原師実 転関白	(〃)	◎ 月日なし
寛治8年(1094)	3. 8*	関白藤原師実 辞職	(〃)	◎ 日なし
	3. 9	内大臣藤原師通 為関白		◎
	9. 5	右大臣源頼房 死去		◎
承德3年(1099)	6. 28	関白内大臣藤原師通 死去		◎
康和2年(1100)	7. 17	藤原忠実 任右大臣		◎
	同	源雅実 任内大臣		○
長治2年(1105)	12. 25	右大臣藤原忠実 為関白		
嘉承2年(1107)	7. 19	関白右大臣藤原忠実 転撰政		
天永3年(1112)	11. 18	撰政右大臣藤原忠実 辞右大臣		
	12. 14	撰政藤原忠実 任太政大臣		◎
天永4年(1113)	4. 14	撰政太政大臣藤原忠実 辞太政大臣		
永久元年(〃)	12. 26	撰政藤原忠実 転関白		
永久3年(1115)	4. 28	内大臣雅実 任右大臣		
	同	藤原忠通 任内大臣		
保安2年(1121)	1. 22	関白藤原忠実 辞職		
	同	内大臣藤原忠通 内覧宣下		
	2. 26	左大臣源俊房 出家(11.12 死去)		
	3. 5	内大臣藤原忠通 為関白		◎ 月日なし
保安3年(1122)	12. 17	右大臣源雅実 任太政大臣		△
	同	関白内大臣藤原忠通 任左大臣		
	同	藤原家忠 任右大臣		
	同	源有仁 任内大臣		
保安4年(1123)	1. 28	関白左大臣藤原忠通 転撰政		◎ 日なし

歴史物語の「大臣」(中) (福田)